第２章　給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

１　提出する必要がある方

令和８年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

【給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の提出範囲】

年の中途で退職した者に対して、令和８年中に支払った給与等の金額が 30 万円以下である場合以外の給与等のすべて

【令和８年分以降の提出範囲について】
給与所得の源泉徴収票の提出範囲が拡大し、給与支払報告書の提出範囲と同一になりました。

２　源泉徴収票のみなし提出の特例

制度の概要

令和９年１月１日以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされるため、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません（「源泉徴収票のみなし提出の特例」）。

なお、受給者に対しては、引き続き、給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります。

源泉徴収票のみなし提出の特例について、詳しくは、国税庁ホームページの「源泉徴収票のみなし提出の特例特設ページ」をご確認ください。

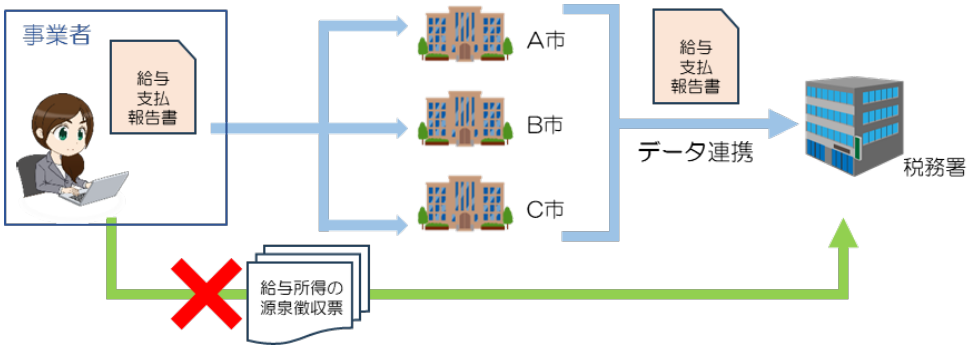

みなし提出の特例

給与支払報告書の提出先・提出期限

「給与支払報告書」は、原則として受給者の令和９年１月１日現在の住所地の市区町村に提出してください。

なお、年の中途で退職した方については、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が 30 万円以下の場合は、提出を省略することができます。）。

提出期限は、いずれの場合も令和９年２月１日（月）です。

作成・提出

次のいずれかの方法により、給与支払報告書を作成・提出してください。

①　地方税ポータルシステム（eLTAX）

eLTAX を利用すると、給与支払報告書のデータが、提出先の各市区町村に自動で振り分けて送信され、給与支払報告書の作成・提出に係るコストや事務負担が軽減されるため、是非 eLTAX をご利用ください。

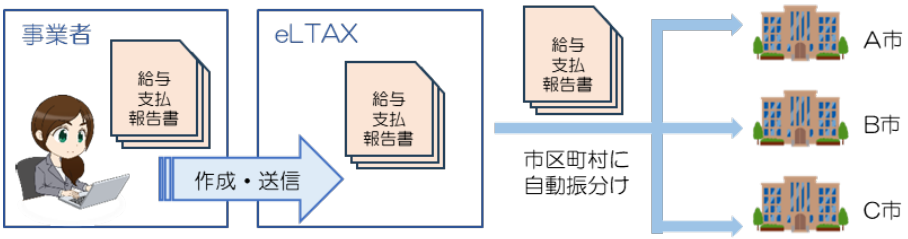

eLTAX

②　光ディスク等（CD・DVD など）

③　書面

【給与支払報告書の電子的提出義務について】

前々年（基準年）に税務署に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票のみなし提出の特例により税務署に提出したものとみなされたものも含みます。）の枚数が30 枚以上であった場合については、eLTAX又は光ディスク等の電子的方法で提出する必要があります。

【給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）の入力用 PDF について】

市区町村に提出する給与支払報告書と受給者に交付する給与所得の源泉徴収票を同時作成可能な入力用 PDF 様式を国税庁ホームページに公開しております。

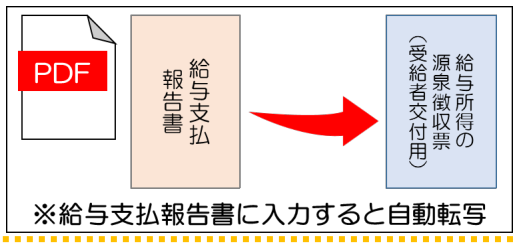

入力用 PDF

給与情報のマイナポータル連携

給与支払報告書を eLTAX で提出すると、従業員の方が確定申告をする際にマイナポータル連携の対象となり、確定申告書に給与情報が自動入力され、従業員の方にとってメリットがありますので、従業員の方に是非ご案内ください。

給与情報のマイナポータル連携について、詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータル連携で給与所得の確定申告がさらに簡単に！」をご確認ください。

マイナポータル連携

3　各欄の記載要領

令和９年１月１日以降は源泉徴収票のみなし提出の特例が開始し、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成していただく必要は基本的になくなりますが、この手引においては給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を使用して記載要領を示しています。

（注）　特に断りのない限り、令和８年12月１日以降に年末調整を行った場合についての記載要領を示しています。

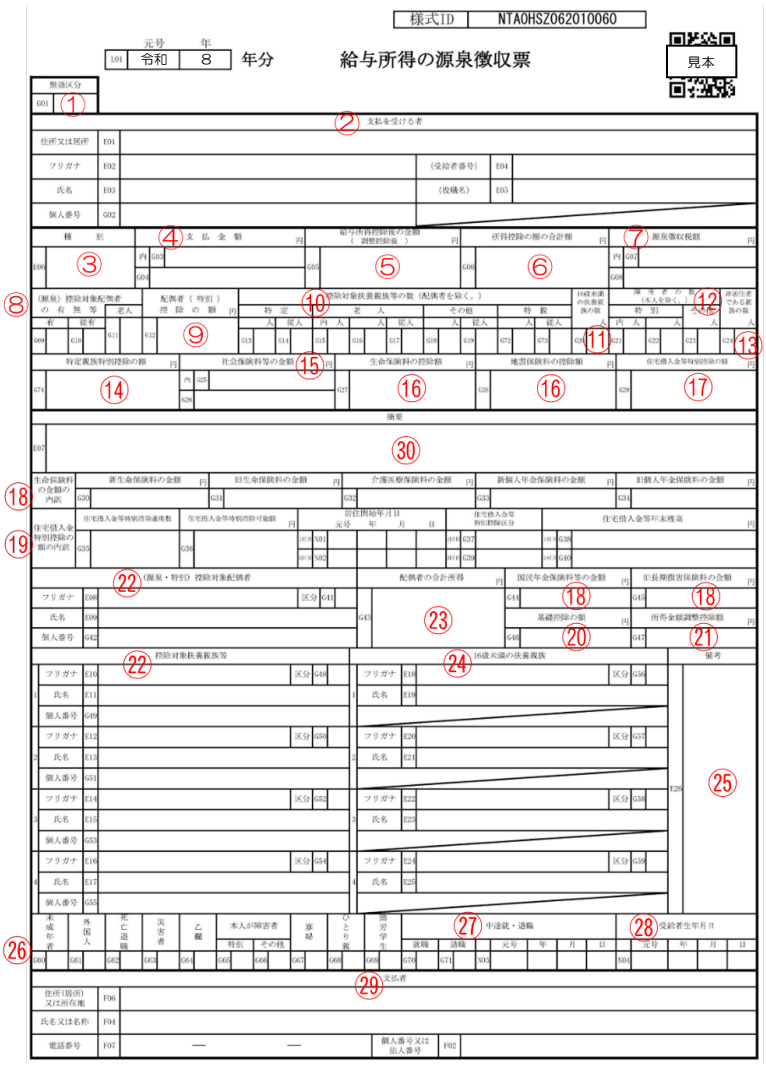

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
① 無効区分	新規分、追加分又は訂正分として提出する場合は「０（ゼロ）」を、無効分として提出する場合は「１」を記載してください。 （注） 法定調書の訂正・追加の方法について、詳しくは、33 ページ「第９章　法定調書の訂正・追加について」を参照してください。 **～受給者交付用、給与支払報告書の場合～** この欄はありません。
② 支払を受ける者	**【住所又は居所】欄** 受給者の令和９年１月１日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「○○方」、「××荘△号」等と付記してください。 （注） 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。 **【氏名】欄** 必ず「フリガナ」欄にも記載し、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を「(役職名)」欄に記載してください。 （注） 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「(受給者番号)」欄を使用してください。 **【個人番号】欄** 受給者のマイナンバーを記載してください。 （注） 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。
③ 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
④ 支払金額	令和８年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第７条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めずに記載してください。 （注） 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。
⑤ 給与所得控除後の金額（調整控除後） 年末調整をした受給者のみ	「令和８年分年末調整のしかた」の「令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
⑥ 所得控除の額の合計額 年末調整をした受給者のみ	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び基礎控除の額の合計額を記載してください。 （注） 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。
⑦ 源泉徴収税額	**【年末調整をした給与等の場合】** 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。 **【年末調整をしない給与等の場合】** 令和８年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。 （注） 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。
⑧ （源泉）控除対象配偶者の有無等	**【有】欄** 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）を有している場合は「１」を、有していない場合は「２」を記載してください。 **【従有】欄** 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「1」を、有していない場合は「2」を記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
⑧ （源泉）控除対象配偶者の有無等（つづき）	**【老人】欄** 控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記載してください。 （注） 控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、12 ページの「4 用語の説明」(1)及び(3)を参照してください。 **～受給者交付用、給与支払報告書の場合～** **【有】欄** 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）を有している場合は「○」を付してください。 **【従有】欄** 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合は「○」を付してください。 **【老人】欄** 控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者に該当する場合は「○」を付してください。
⑨ 配偶者（特別）控除の額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。 （注） 受給者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。 また、配偶者の合計所得金額が 62 万円以下の場合又は 133 万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
⑩ 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）	**【特定】欄** 特定扶養親族がいる場合は、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。 **【老人】欄** 老人扶養親族がいる場合は、次により記載してください。 「真ん中の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「左の欄」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。 **【その他】欄** 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合は、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。 **【特親】欄** 特定親族（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得の見積額が 100 万円以下の特定親族）がいる場合は、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定親族の数を記載してください。 （注） 特定親族及び源泉控除対象親族については、12 ページの「4 用語の説明」(4)及び(5)を参照してください。
⑪ 16歳未満扶養親族の数	扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 （注）1 16歳未満の扶養親族とは、平成 23 年１月２日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。
⑫ 障害者の数（本人を除く。）	**【特別】欄** 「右の欄」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「左の欄」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 （注） 同一生計配偶者については、12 ページの「4 用語の説明」(2)を参照してください。 **【その他】欄** 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。

給与

記載欄名	記載すべき事項
⑬ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び特定親族のうちに非居住者がいる場合並びに 16 歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合は、その人数を記載してください。
⑭ 特定親族特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。 （注） 親族等の合計所得金額が 62 万円以下の場合又は 123 万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。
⑮ 社会保険料等の金額	給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 （注）1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金（※）の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。
⑯ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「摘要」欄に「租税特別措置法第 41 条の 15 の５第１項適用」と記載してください。
⑰ 住宅借入金等特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 （注）「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します（17 ページの 記載例３ を参照してください。）。
⑱ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 年末調整をした受給者のみ	**【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄** 令和８年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年１月１日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄に、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄に記載してください。 **【介護医療保険料の金額】欄** 令和８年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。 **【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄** 令和８年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年１月１日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄に、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄に記載してください。 **【国民年金保険料等の金額】欄** 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。 **【旧長期損害保険料の金額】欄** 地震保険料の控除額のうちに平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和８年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。
⑲ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 年末調整をした受給者のみ	**【住宅借入金等特別控除適用数】欄** 年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記載してください。 **【住宅借入金等特別控除可能額】欄** 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（17 ページの 記載例３ を参照してください。）。 **【居住開始年月日（１回目、２回目）】欄** 居住開始年月日は、和暦で記載してください。 **【住宅借入金等特別控除区分（１回目、２回目）】欄** 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

記載欄名	記載すべき事項

⑲ 住宅借入金等特別控除の額の内訳（つづき）

年末調整をした受給者のみ

区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法（税務署提出用）	記載方法（受給者交付用、給与支払報告書）
その他の住宅借入金等特別控除（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	01	住
住宅の新築、取得又は増改築等が特定取得に該当するとき		11	住（特）
住宅の新築、取得又は増改築等が特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）に該当するとき		21	住（特特）
住宅の新築、取得又は増改築等が特例特別特例取得に該当するとき		31	住（特特特）
住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	41	住（特家）
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	02	認
住宅の新築、取得又は増改築等が特定取得に該当するとき		12	認（特）
特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）に該当するとき		22	認（特特）
住宅の新築、取得又は増改築等が特例特別特例取得に該当するとき		32	認（特特特）
住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	42	認（特家）
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和12年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	04	震
特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）に該当するとき		24	震（特特）
住宅の新築、取得又は増改築等が特例特別特例取得に該当するとき		34	震（特特特）
住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	44	震（特家）

「特定取得」「特別特定取得」又は「特例特別特例取得」の場合の控除証明書の表示については、17 ページの 記載例３ を参照してください。）。

なお、居住開始が令和５年１月１日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので併記は不要です。控除証明書への表示もありませんのでご留意ください。

控除申告書・証明書の区分表示箇所

【居住開始が令和5年1月1日以後の場合】 【居住開始が令和4年1月1日以後の場合】【居住開始が平成 31 年1月1日以後の場合】【居住開始が平成 30 年 12 月 31 日以前の場合】

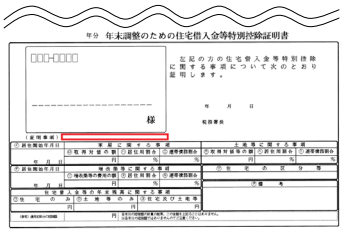

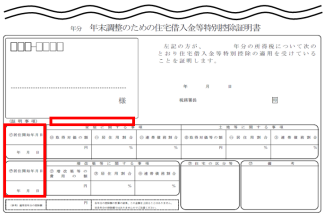

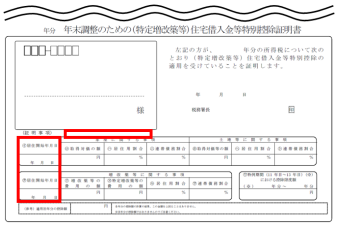

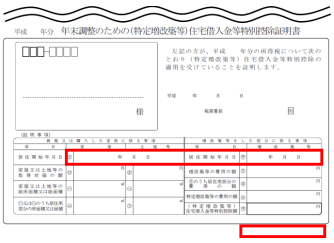

※ 赤線枠内に適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分が表示されます。

記載欄名	記載すべき事項
⑲ 住宅借入金等特別控除の額の内訳（つづき） 年末調整をした受給者のみ	【住宅借入金等年末残高（１回目、２回目）】欄 年末調整の際に２以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 なお、記載する金額は、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」（居住開始が平成30年12月31日以前の場合は、⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高（④×③）」）欄に記載された金額を記載してください。 （注）１　適用数が３以上の場合には、３回目以降の住宅の取得等については、「摘要」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 ２　住宅借入金等特別控除の制度については、国税庁ホームページのタックスアンサーNo.1210「マイホームの取得等と所得税の税額控除」をご確認ください。 （https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1210.htm） ～市区町村からのお知らせ～ 年末調整の際、控除しきれない住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄を記載する必要があります。 また、２以上の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。 さらに、震災特例法第13条の２第１項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。
⑳ 基礎控除の額 年末調整をした受給者のみ	基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。 （注）「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がない場合など、基礎控除の適用がない場合には「０（ゼロ）」と記載します。
㉑ 所得金額調整控除額 年末調整をした受給者のみ	所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記載してください。
㉒ （源泉・特別）控除対象配偶者 控除対象扶養親族等	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び控除対象扶養親族又は特定親族（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族）（以下「控除対象扶養親族等」といいます。）の氏名及びマイナンバーを記載してください。 なお、区分の欄には、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が居住者である場合には「00」を、非居住者である場合には「01」を記載してください。 また、控除対象扶養親族（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象親族（令和８年中の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族を除く。））については、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。 ●控除対象扶養親族の分類 控除対象扶養親族の分類 / 記載方法 居住者 / 00 非居住者（30歳未満又は70歳以上） / 01 非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※１） / 02 非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） / 03 非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※２） / 04 ※１　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。 ※２　「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。 ※３　30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。 なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得の見積額が100万円以下の特定親族がいる場合）は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、特定親族各人別の令和８年中の合計所得の見積額）に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

<table>
<tr><th>記 載 欄 名</th><th>記 載 す べ き 事 項</th></tr>
<tr><td>㉒ （源泉・特別）控除対象配偶者 控除対象扶養親族等（つづき）</td><td>
●特定親族特別控除の額の区分
<table>
<tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分
（特定親族が居住者）</th><th>区分
（特定親族が非居住者）</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><td>63 万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62 万円超（※）</td><td>85 万円以下</td></tr>
<tr><td>61 万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td></tr>
<tr><td>51 万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td></tr>
<tr><td>41 万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td></tr>
<tr><td>31 万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td></tr>
<tr><td>21 万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td></tr>
<tr><td>11 万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td></tr>
<tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td></tr>
<tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td></tr>
</table>
※　次の場合には、「58 万円超」に読み替えてください。
（1）　令和８年 11 月 30 日以前に年末調整を行った場合。
（2）　年末調整を行っていない方で、令和８年 11 月 30 日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じて源泉徴収票を作成する場合。
（注）１　受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。
２　この欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。
</td></tr>
<tr><td>㉓　配偶者の合計所得</td><td>配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和８年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。
なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。</td></tr>
<tr><td>㉔　16 歳未満の扶養親族</td><td>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。
なお、区分の欄には、16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有する方である場合には「00」を、国内に住所を有しない方である場合には「01」を記載してください。
（注）１　この欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。
２　「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「16 歳未満の扶養親族」欄と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄の双方に記載のある 16 歳未満の扶養親族については、受給者にその 16 歳未満の扶養親族の退職所得を含めた令和８年中の合計所得金額を確認し、合計所得金額が 62 万円を超える場合には、源泉徴収票の「16 歳未満の扶養親族」欄に記載しませんので、ご注意ください。
～受給者交付用の場合～
区分の欄には、16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には「〇」を付してください。
～給与支払報告書の場合～
（注）　16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することになっていますので、ご注意ください。</td></tr>
<tr><td>㉕　備考</td><td>控除対象扶養親族等が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載してください。具体的な記載例は㉚摘要を参照してください。
（注）　受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。
～給与支払報告書の場合～
（注）１　市区町村に提出する給与支払報告書には、16 歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することになっていますので、ご注意ください。
２　退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族のマイナンバーも記載することになっています。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。</td></tr>
<tr><td>㉖　未成年者から勤労学生までの各欄</td><td>各欄について、その受給者に該当する事項がある場合には「１」を、該当する事項がない場合には「２」を記載してください。
（注）　ここでいう未成年者とは、平成 21 年１月３日以後に生まれた方をいいます。
～受給者交付用、給与支払報告書の場合～
各欄について、その受給者に該当する事項がある場合には「〇」を付してください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>記 載 欄 名</th><th>記 載 す べ き 事 項</th></tr>
<tr><td>㉗ 中途就・退職</td><td>年の中途で就職した方については、「就職」欄に「１」を記載し、併せて、その年月日を記載してください。該当しない場合は、「就職」欄に「２」を記載してください。
年の中途で退職（死亡退職を含みます。）した方については、「退職」欄に「１」を記載し、併せて、その年月日を記載してください。該当しない場合は、「退職」欄に「２」を記載してください。
（注） 同一年中に同一事業者で中途就職および中途退職のどちらにも該当する場合は、「就職」欄に「２」を、「退職」欄に「１」を、「年月日」欄に退職の日を記載し、「摘要」欄に「中途就」と記載してください。
～受給者交付用、給与支払報告書の場合～
年の中途で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。</td></tr>
<tr><td>㉘ 受給者生年月日</td><td>受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」）で記載してください。</td></tr>
<tr><td>㉙ 支払者</td><td>給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください。
（注） 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。</td></tr>
<tr><td>㉚ 摘要</td><td>(1) 控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「備考」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。
また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は16 歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。
イ 16 歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。
ロ 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「01」のように、９ページの㉒（（源泉・特別）控除対象配偶者控除対象扶養親族等）の「●控除対象扶養親族の分類」の表の記載に対応する数字を記載してください。
また、16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「01」(受給者交付用の場合は「(非居住者)」) と記載してください。
ハ 特定親族である場合には、氏名の後に「11」のように、10ページの㉒（（源泉・特別）控除対象配偶者控除対象扶養親族等）の「●特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。
（注） 控除対象扶養親族等のマイナンバーについては、「摘要」欄に記載せず、「備考」欄に記載してください。例えば、「摘要」欄に「(1)氏名(年少)」「(2)氏名」のように記載した場合、「備考」欄には「(1)012345678901」「(2)123456789012」のように記載します。
(2) 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除きます。）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例「氏名（同配）」）。
(3) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。
<table>
<tr><th>要　　件</th><th>記載方法</th></tr>
<tr><td>本人が特別障害者</td><td>記載不要（※）</td></tr>
<tr><td>同一生計配偶者が特別障害者</td><td>同一生計配偶者の氏名（同配）
例）国税 花子（同配）</td></tr>
<tr><td>扶養親族が特別障害者</td><td rowspan="2">扶養親族の氏名（調整）
例）国税 一郎（調整）</td></tr>
<tr><td>扶養親族が年齢23 歳未満</td></tr>
</table>
※ 「本人が障害者」欄の「特別」欄に「１」(受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「○」) を記載してください。
ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄又は「16 歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。
(4) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「租税特別措置法第 41 条の 15 の５第１項適用」と記載してください。
(5) 年末調整の際に３以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3 回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</td></tr>
</table>

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
㉚ 摘要 （つづき）	⑹　年の中途で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、（イ）他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、（ロ）他の支払者のもとを退職した年月日、（ハ）他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。具体的な記載方法は、16ページの 記載例２ を参照してください。 ⑺　「賃金の支払の確保等に関する法律」第７条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。 ⑻　災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、徴収猶予税額を記載するとともに、「災害者」欄に「１」（受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「○」）を記載してください。 ⑼　同一年中に同一事業者で中途就職および中途退職のどちらにも該当する場合は、「中途就」と記載するとともに、「就職」欄に「２」を、「退職」欄に「１」を（受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「退職」欄に「○」）、「年月日」欄に退職の日を記載してください。 ⑽　租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。 **～給与支払報告書の場合～** 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載してください。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

４　用語の説明

⑴　源泉控除対象配偶者とは、受給者（合計所得金額が 900 万円以下である方に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得の見積額が 95 万円以下である方をいいます。
⑵　同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 62 万円以下（令和８年 11 月 30 日以前は 58 万円以下）である方をいいます。
⑶　控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である受給者の配偶者をいいます。
⑷　特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で合計所得金額が 62 万円超（令和８年 11 月 30 日以前は 58 万円超）123 万円以下である方をいいます。
⑸　源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族又は合計所得の見積額が 100 万円以下である特定親族をいいます。

５　その他の注意事項

⑴　源泉徴収票をみなし提出する際の「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
源泉徴収票のみなし提出の特例を受ける場合は、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」の作成は不要です。「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として１枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として１枚の計２枚を作成してください。
⑵　受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの １提出する必要がある方 【給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、全ての受給者について作成の上、令和９年２月１日まで（年の中途で退職した方の場合は、退職の日以後１か月以内）に受給者に交付しなければなりません。
なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は１年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。
（注）１　非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37 ページの 非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について を参照してください。
２　「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、35 ページの 給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について を参照してください。
⑶　法令上、年の中途で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は退職の日以後１か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取り扱いとして、翌年 1 月末までにそのほかの給与所得の源泉徴収票とまとめて提出してもよいこととしています。この取り扱いは、源泉徴収票のみなし提出の特例においても同様です。

記載例１　年末調整を行った一般の受給者の場合

① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
② 国税太郎の控除対象配偶者並びに扶養親族及び特定親族は以下のとおりです。
- 控除対象配偶者　：国税花子
- 控除対象扶養親族　：国税次郎、国税孝男
- 特定親族　：国税一郎（合計所得 950,000 円）
- 16 歳未満の扶養親族　：国税三郎

③ 国税太郎は、給与等の収入金額が 850 万円を超えており、かつ年齢 23 歳未満の扶養親族である国税次郎及び国税三郎を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。
④ 年末調整の際に社会保険料控除の適用を受けた、国民年金保険料の金額があります。
⑤ 令和８年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料の金額があります。なお、国税太郎は年齢 23 歳未満の扶養親族である国税次郎及び国税三郎を有しているため、租税特別措置法第 41 条の 15 の５第１項（年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）の適用があります。
⑥ 令和８年の国税太郎の基礎控除の額は 620,000 円です。

この「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たっては、「令和８年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「令和８年分給与所得者の保険料控除申告書」の「生命保険料控除」欄、「令和８年分給与所得者の配偶者控除等申告書」の「〇配偶者の氏名等」欄、「令和８年分給与所得者の特定親族特別控除申告書」の「〇特定親族の氏名等」欄及び「令和８年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「主たる給与から控除を受ける源泉控除対象親族」欄等を基にして必要な事項を記載してください。

【令和８年分給与所得に対する源泉徴収簿】

扶養控除等の申告・各種控除額

区分	申告月日	源泉控除対象配偶者	源泉控除対象扶養親族 一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	控除対象扶養親族 特定親族	老人扶養親族 同居老親等	その他	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦又はひとり親	勤労学生	年の中途から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象扶養親族の合計数
申告の有無	当初	有	1 人	人	1 人	1 人	人	1 人	人	人			当初 人
有	/												/ 月 日
有	/												/ 月 日
有	控除額 1人当たり（万円）		38	63		58	48	27	40	75	27（寡婦）35（ひとり親）	27	
有	控除額 合計（万円）		38			58		27					

年末調整

区分		金額		税額	
給料・手当等		①	7,620,000 円	③	135,720 円
賞与等		④	2,000,000	⑥	236,740
計		⑦	9,620,000	⑧	372,460
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	7,670,000		
所得金額調整控除額（(⑦−8,500,000円)×10%、マイナスの場合は０）		⑩	(1円未満切上げ、最高150,000円) 112,000	所得金額調整控除の適用 有	(f) (g)
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨−⑩）		⑪	7,558,000	（※適用有の場合は⑩に記載）	
社会保険料控除額	給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫	1,483,023	配偶者の合計所得金額	(h) (i)
	申告による社会保険料の控除分	⑬	176,460	（ 400,000 円）	
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0	旧長期損害保険料支払額	(j) (k)
生命保険料の控除額		⑮	120,000	（ 19,600 円）	
地震保険料の控除額		⑯	44,800	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額	(l)
配偶者（特別）控除額		⑰	380,000	（ 0 円）	(m)
特定親族特別控除額		⑱	510,000		(n)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑲	1,230,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額	
基礎控除額		⑳	620,000	（ 176,460 円）	(o) (p)
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳）		㉑	4,564,283		(q)
差引課税給与所得金額（⑪−㉑）及び算出所得税額		㉒	(1,000円未満切捨て) 2,993,000	㉓	201,800
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		㉔			
年調所得税額（㉓−㉔、マイナスの場合は０）		㉕		201,800	
年調年税額（㉕×102.1%）		㉖	(100円未満切捨て) 206,000		(r)
差引 超過額又は不足額（㉖−⑧）		㉗		166,460	
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘			
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙			
	差引還付する金額（㉗−㉘−㉙）	㉚		166,460	
	同上のうち 本年中に還付する金額	㉛		166,460	
	同上のうち 翌年において還付する金額	㉜			
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉝			
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉞			

(h) 社会保険料等控除額（⑫+⑬+⑭）
1,483,023 円+176,460 円+0 円
＝1,659,483 円

【令和８年分給与所得者の保険料控除申告書】

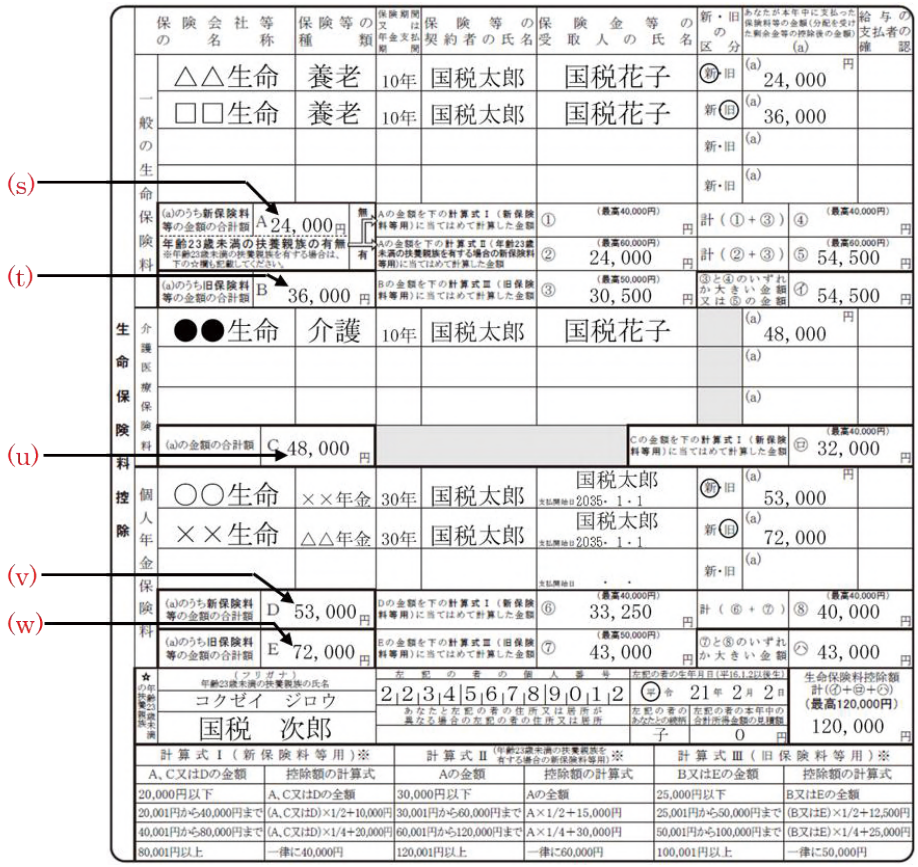

【令和８年分給与所得者の配偶者控除等申告書】

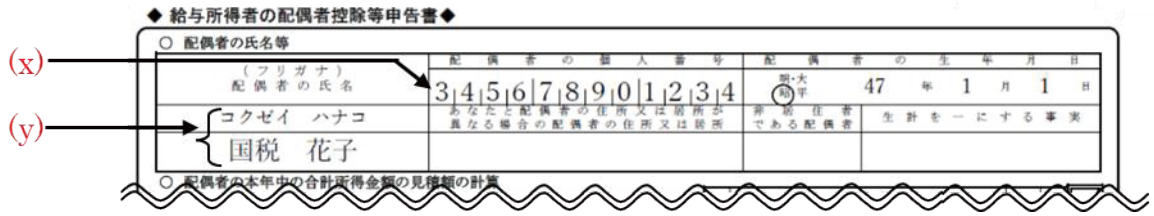

【令和８年分給与所得者の特定親族特別控除申告書】

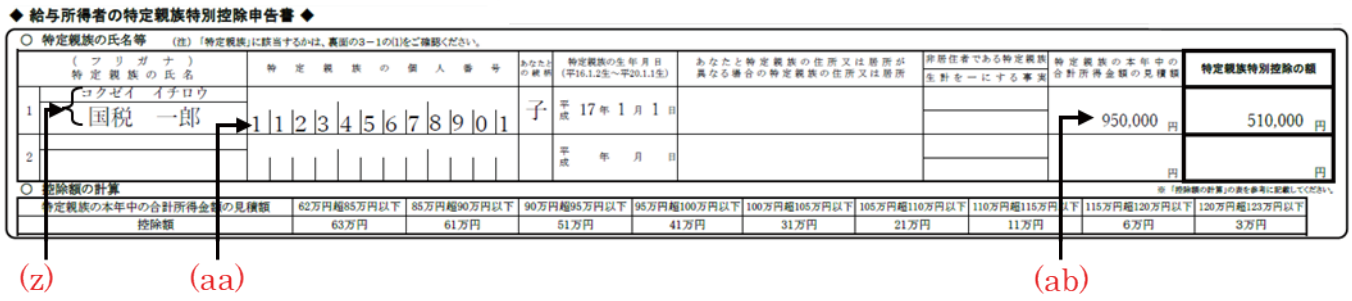

(ab) 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額に応じて、「給与所得の源泉徴収票」の**㉒控除対象扶養親族等**の「区分」欄に規定の区分値を記載してください。区分値については、10 ページ**㉒（源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族等**の「●特定親族特別控除の額の区分」を参照してください。

【令和８年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】

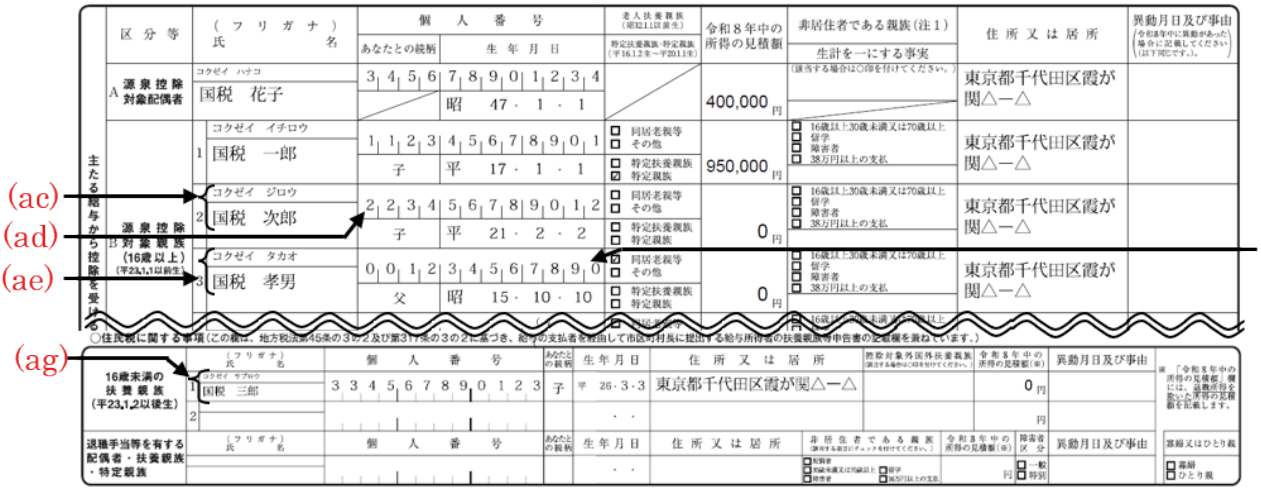

(ac)・(ae) 特定親族以外の源泉控除対象親族について、「給与所得の源泉徴収票」の (ac)・(ae) 欄「控除対象扶養親族等」に記載してください。特定親族は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」から記載します。

源泉徴収簿の(a)～(r)欄、保険料控除申告書の(s)～(w)欄、配偶者控除等申告書の(x)～(y)欄、特定親族特別控除申告書の(z)～(ab)欄、扶養控除等申告書の(ac)～(ag)の金額等を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

【令和８年分給与所得の源泉徴収票】

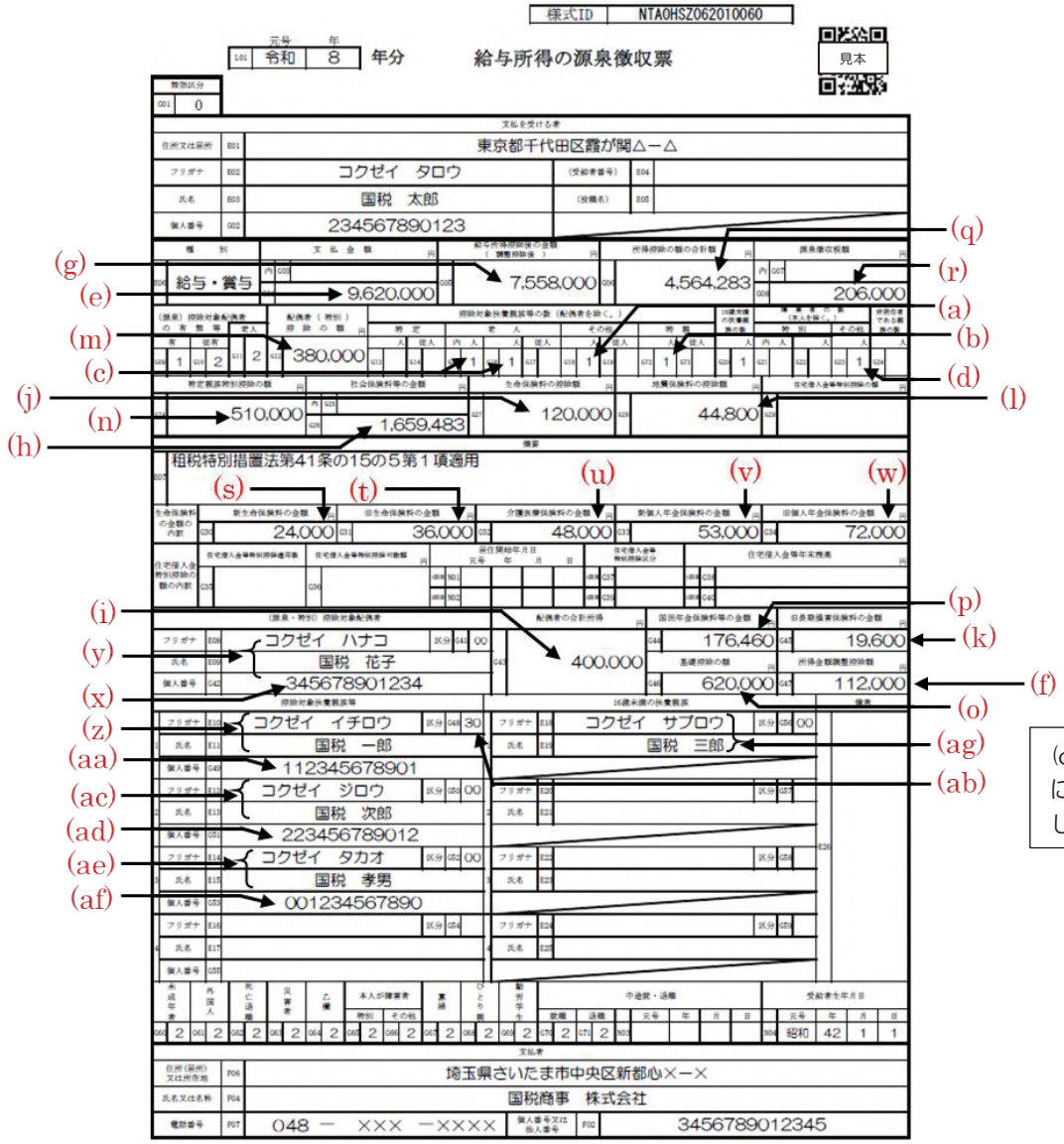

(o) 基礎控除の額に関わらず、記載します。

記載例２　就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

【令和８年分給与所得に対する源泉徴収簿】



区分	金額	税額
給料・手当等	① 4,380,000 円	③ 55,660 円
賞与等	④ 1,490,000	⑥ 54,430
計	⑦ 5,870,000	⑧ 110,090
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,254,400	
所得金額調整控除額（(⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0）	⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円) 0	所得金額調整控除の適用 無（※適用有の場合は⑩に記載）
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨－⑩）	⑪ 4,254,400	
社会保険料等控除額 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫ 836,110	配偶者の合計所得金額 0 円
社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬ 0	
社会保険料等控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 0	旧長期損害保険料支払額（ 円）
生命保険料の控除額	⑮	
地震保険料の控除額	⑯	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額（ 円）
配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	
特定親族特別控除額	⑱	⑬のうち国民年金保険料等の金額（ 円）
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲ 380,000	
基礎控除額	⑳ 1,040,000	
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳）	㉑ 2,636,110	
差引課税給与所得金額（⑪－㉑）及び算出所得税額	㉒ (1,000円未満切捨て) 1,618,000	㉓ 80,900
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		㉔
年調所得税額（㉓－㉔、マイナスの場合は0）		㉕ 80,900
年調年税額（㉕×102.1%）		㉖ (100円未満切捨て) 82,500
差引超過額又は不足額（㉖－⑧）		㉗ 27,590
超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉘
超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉙
超過額の精算 差引還付する金額（㉗－㉘－㉙）		㉚ 27,590
超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額		㉛ 27,590
超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額		㉜
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額		㉝
不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額		㉞

(a) (b) (c) (d) (e)

① 国税正は、令和８年４月１日に〇〇産業株式会社に就職する前に株式会社××商事に勤めていたため、株式会社××商事からの給与等を通算して年末調整を行っています。

② 株式会社××商事が退職時に発行した源泉徴収票に基づき次の金額を含めて年末調整をしています。

支払金額	1,095,000 円
源泉徴収税額	15,180 円
社会保険料控除額	169,722 円

（c） 社会保険料等控除額（⑫＋⑬＋⑭）
836,110 円＋0 円＋0 円＝836,110 円

この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和８年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を記載してください。

源泉徴収簿の(a)～(e)欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

【令和８年分給与所得の源泉徴収票】

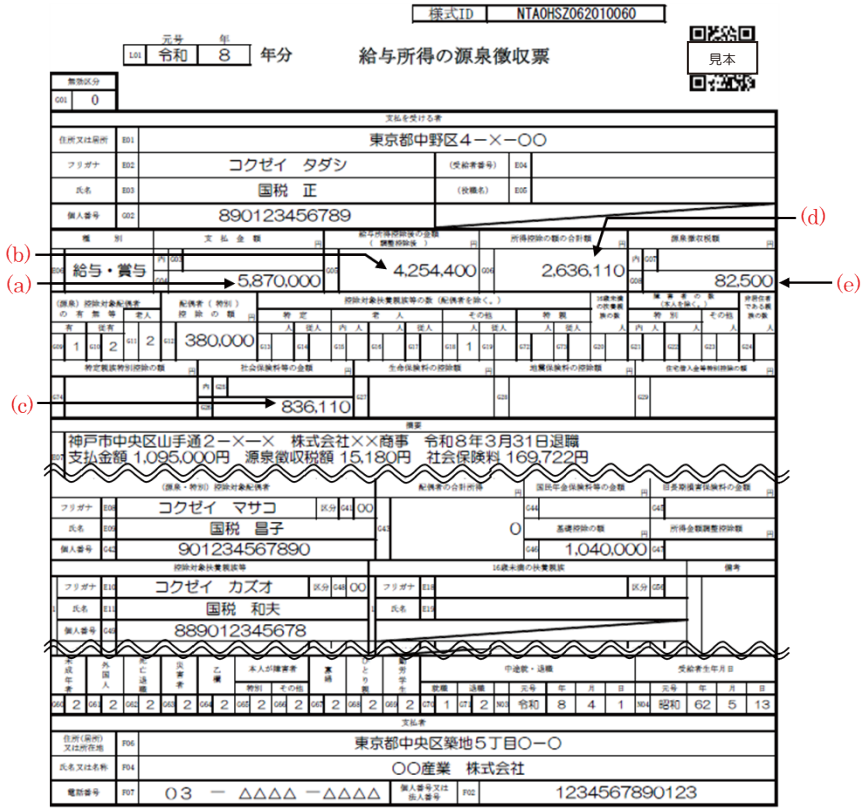

様式ID NTA0HSZ062010060

L01 元号 令和 年 8 年分　給与所得の源泉徴収票　見本

無効区分 G01	0	
支払を受ける者 住所又は居所	E01	東京都中野区４－×－〇〇
フリガナ	E02	コクゼイ　タダシ
氏名	E03	国税　正
個人番号	G02	890123456789
種別		給与・賞与
支払金額	G03	5,870,000
給与所得控除後の金額（調整控除後）	G05	4,254,400
所得控除の額の合計額	G06	2,636,110
源泉徴収税額	G07	82,500
配偶者（特別）控除の額	G12	380,000
特定親族特別控除の額	G24	
社会保険料等の金額	G25	836,110
生命保険料の控除額	G27	
地震保険料の控除額	G28	
住宅借入金等特別控除の額	G29	
摘要		神戸市中央区山手通２－×－×　株式会社××商事　令和８年３月31日退職 支払金額 1,095,000円　源泉徴収税額 15,180円　社会保険料 169,722円
配偶者の合計所得	G43	0
国民年金保険料等の金額	G44	
基礎控除の額	G46	1,040,000
旧長期損害保険料の金額	G45	
所得金額調整控除額	G47	
控除対象扶養親族等 フリガナ	E10	コクゼイ　カズオ
氏名	E11	国税　和夫
個人番号	G48	889012345678
16歳未満の扶養親族		
備考		
支払者 住所（居所）又は所在地	F06	東京都中央区築地５丁目〇－〇
氏名又は名称	F04	〇〇産業　株式会社
電話番号	F07	03　－　△△△△　－△△△△
個人番号又は法人番号	F02	1234567890123

(a) (b) (c) (d) (e)

〇 「摘要」欄の記載について
- 他の支払者の所在地、名称等
- 他の支払者のもとを退職した年月日
- 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額

「中途就・退職」欄には、〇〇産業株式会社に就職した日付を記載してください。

記載例３　年末調整において２以上（※）の住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において２つの住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

令和8年分　給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書



令和8年分　給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

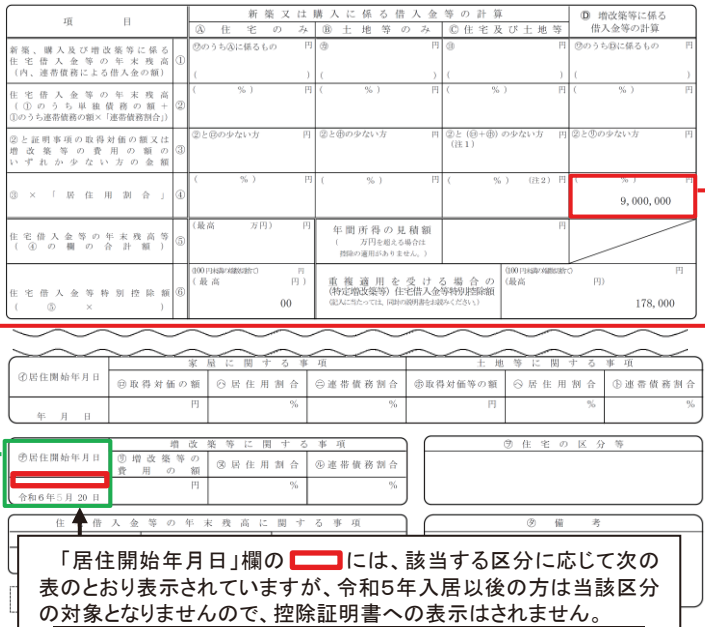

「居住開始年月日」欄の［　　］には、該当する区分に応じて次の表のとおり表示されていますが、令和5年入居以後の方は当該区分の対象となりませんので、控除証明書への表示はされません。

区　分	控除証明書の表示	併記方法
特定取得	（特定）	（特）
特別特定取得・特例取得・特別特例取得	（特別特定）	（特特）
特例特別特例取得	（特例特別特例）	（特特特）

※2以上の住宅借入金等特別控除の適用に該当する例
- 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を2枚提出された場合
- 証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合
- 証明事項の居住開始年月日が2段書され、一方に(特定)と記載されている場合　など

【令和８年分給与所得に対する源泉徴収簿】

区分		金額	税額
給料・手当等		① 4,380,000 円	③ 55,660 円
賞与等		④ 1,490,000	⑥ 54,430
計		⑦ 5,870,000	⑧ 110,090
給与所得控除後の給与等の金額		⑨ 4,254,400	
所得金額調整控除額（(⑦−8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0）		⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円) 0	所得金額調整控除の適用 無 (※適用有の場合は⑩に記載)
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）(⑨−⑩)		⑪ 4,254,400	
年末調整	社会保険料等控除額 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫ 836,110	配偶者の合計所得金額 (円)
	申告による社会保険料の控除分	⑬	旧長期損害保険料支払額 (円)
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)
	生命保険料の控除額	⑮	
	地震保険料の控除額	⑯ 50,000	
	配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	
	特定親族特別控除額	⑱	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲ 380,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)
	基礎控除額	⑳ 1,040,000	
	所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳）	㉑ 2,686,110	
	差引課税給与所得金額（⑪−㉑）及び算出所得税額	㉒ (1,000円未満切捨て) 1,568,000	㉓ 78,400
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		㉔ 178,000
	年調所得税額（㉓−㉔、マイナスの場合は0）		㉕ 0
	年調年税額（㉕×102.1%）		㉖ (100円未満切捨て) 0
	差引超過額又は不足額（㉖−⑧）		㉗ 110,090

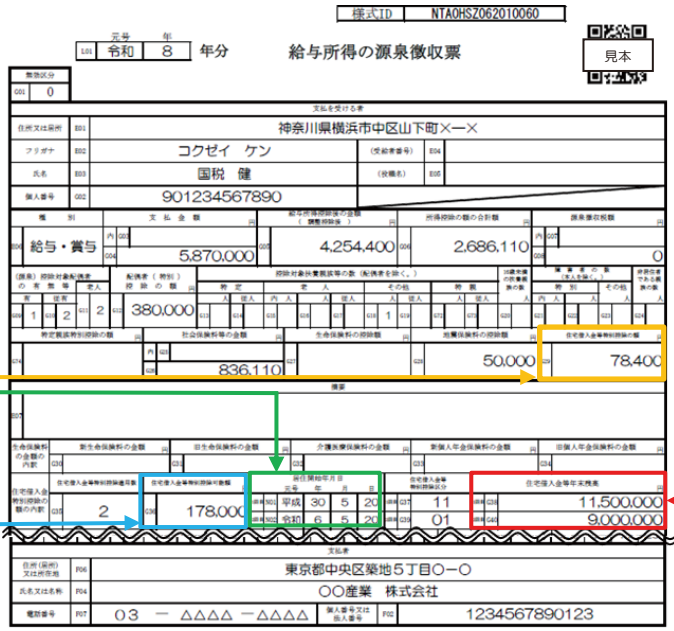

（注）　年末調整において3以上の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「摘要」欄に記載してください（11ページの㉚摘要の(5)を参照してください。）。

記載例４　年末調整を行っていない場合

① 国税直樹は、令和８年５月 31 日に〇〇産業株式会社を退職しました。
② 国税直樹は、源泉控除対象配偶者である国税優子を有しています。

令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	〇〇産業　株式会社	（フリガナ）あなたの氏名	コクゼイ　ナオキ 国税　直樹	あなたの生年月日　昭　62 年　2 月　1 日 世帯主の氏名　国税　直樹
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	あなたの個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	あなたとの続柄　本人
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	東京都中央区築地５丁目〇－〇	あなたの住所又は居所	(郵便番号 〇〇〇－〇〇〇〇) 東京都江戸川区平井△－△	配偶者の有無　有

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、〇印を付けてください。）

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	個人番号 生年月日	老人扶養親族（昭32.1.1以前生） 特定扶養親族・特定親族（平16.1.2生～平20.1.1生）	令和８年中の所得の見積額	非居住者である親族（注１）生計を一にする事実（該当する場合は〇印を付けてください。）	住所又は居所	異動月日及び事由（令和８年中に異動があった場合に記載してください（以下同じです。））
A 源泉控除対象配偶者	コクゼイ　ユウコ 国税　優子	3 3 3 3	3 3 3 3 3 3 3 3 昭　63・3・1		300,000 円			

◎この申告書は、あなたのうちの１か所にしか提出するもそのために提出してください。

◎この申告書の記載はお読みください。

様式ID　NTA0HSZ062010060

元号　年
L01　令和　8　年分　　給与所得の源泉徴収票

見本

無効区分	
G01	0

支払を受ける者

住所又は居所	E01	東京都江戸川区平井△－△		
フリガナ	E02	コクゼイ　ナオキ	（受給者番号）	E04
氏名	E03	国税　直樹	（役職名）	E05
個人番号	G02	222222222222		

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
E06 給与・賞与	内 G03 / G04 1,650,000	G05	G06	内 G07 / G08 27,250

（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）	非居住者である親族の数
有 G09 1　従有 G10 2　老人 G11 2	G12	特定 G13 人　従人 G14 人　老人 内 G15 人　従人 G16 人　その他 G17 人　従人 G18 人　特親 G19 人　従人 G72 人　G73 人	G20 人	特別 内 G21 人　その他 G22 人	G23 人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
G74	内 G25 / G26 259,457	G27	G28	G29

摘要

E07

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	G30	G31	G32	G33	G34

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日 元号 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分	住宅借入金等年末残高
	G35	G36	国税 N01 / 国税 N02	国税 G37 / 国税 G39	国税 G38 / 国税 G40

（源泉・特別）控除対象配偶者			配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
フリガナ	E08	コクゼイ　ユウコ　区分 G41 00	G43 300,000	G44	G45
氏名	E09	国税　優子		基礎控除の額	所得金額調整控除額
個人番号	G42	333333333333		G46	G47

控除対象扶養親族等		16歳未満の扶養親族		備考
1 フリガナ	E10　区分 G48	1 フリガナ	E18　区分 G56	E26
氏名	E11	氏名	E19	
個人番号	G49			
2 フリガナ	E12　区分 G50	2 フリガナ	E20　区分 G57	
氏名	E13	氏名	E21	
個人番号	G51			
3 フリガナ	E14　区分 G52	3 フリガナ	E22　区分 G58	
氏名	E15	氏名	E23	
個人番号	G53			
4 フリガナ	E16　区分 G54	4 フリガナ	E24　区分 G59	
氏名	E17	氏名	E25	
個人番号	G55			

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	受給者生年月日 元号	年	月	日
G60 2	G61 2	G62 2	G63 2	G64 2	G65 2	G66 2	G67 2	G68 2	G69 2	G70 2	G71 1	N03 令和	8	5	31

受給者生年月日	元号	年	月	日
N04	昭和	62	2	1

支払者

住所(居所)又は所在地	F06	東京都中央区築地５丁目〇－〇		
氏名又は名称	F04	〇〇産業　株式会社		
電話番号	F07	03　－　△△△△　－△△△△	個人番号又は法人番号 F02	1234567890123

〇「配偶者の合計所得」欄の記載について

年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。